

制 定 日	平成 28 年 4 月 1 日
改 訂 日	令和 5 年 4 月 1 日
施 行 日	令和 5 年 4 月 1 日
版 数	第 4 版

加入金の徴収及び免除に関する事務取扱要領

群馬東部水道企業団

(趣旨)

第1条 この要領は、群馬東部水道企業団給水条例（平成28年群馬東部水道企業団条例第21号。以下「条例」という。）第31条の規定による加入金及び条例第33条の規定による料金等の減免について、徴収又は免除する場合の事務執行に必要な事項を定めるものとする。

(加入金徴収の目的)

第2条 加入金は、企業長が水道施設の新規整備、拡充を実施していく際の事業費用の一部負担を水道加入者（新規利用者）に求めるもので、新規整備・拡充施設に係る現水道使用者と新規利用者との受益の公平を図ることを目的として徴収する水道加入者分担金であり、料金の高額化を抑制しつつ、一定の給水サービスを確保するために徴収するものとする。

(加入金対象のメーター)

第3条 加入金の対象となる水道メーターは、企業長が水道加入者に貸与する水道メーターに限るものとする。

(加入金納付のみなし)

第4条 加入金制度設置以前の水道加入者については、条例で定める加入金の納付を受けているものとみなす。

2 加入金制度設置以後、水道加入時の水道メーターの口径に応じた加入金の納付については、現行の条例で定める加入金を納付したものとみなす。

(加入金の徴収)

第5条 企業長は、給水装置を新設するとき加入金を徴収する。

2 企業長は、給水装置を改造しようとする場合で、次の各号に該当するとき、加入金を徴収する。

(1) 水道メーターの口径を増径するとき

(2) 同一敷地内にある給水装置を統合または分割して、同じ敷地内に給水装置を設置する場合で、改造前（従前）の給水装置の水道メーターの口径に係る加入金合計額と改造後の給水装置の水道メーターの口径に係る加入金合計額を比較して、改造後の加入金合計額が多いとき

3 企業長は、給水装置撤去工事申込みと同時に新設工事の申込みがなされ、従前の給水装置が廃止（撤去工事の完了）された場合で、次の各号に該当するとき、加入金を徴収する。

(1) 撤去工事を施工した給水装置の水道メーターの口径より増径して新設するとき

(2) 撤去工事を施工した給水装置に換えて、一つ以上の給水装置として新設する場合で、従前の給水装置の水道メーターの口径に係る加入金合計額と新設する給水装置の水道メーターの口径に係る加入金合計額を比較して、新設の加入金合計額が多いとき

(加入金の額)

第6条 企業長が徴収する加入金の額は、次の各号のとおりとする。

(1) 新設のときは、条例第31条第1項第1号で定めるとおりの額とする

(2) 水道メーターの口径を増径するときは、増径の給水装置の水道メーターの口径に係る加入金の額から、従前の給水装置の水道メーターの口径に係る加入金の額を控除した額とする

(3) 前条第2項第2号の規定により加入金を徴収するときは、改造後の給水装置の水道メーターの口径に係る加入金の合計額から、従前の給水装置の水道メーターの口径に係る加入金の合計額を控除した額とする

(加入金の納付時期)

第7条 企業長が徴収する加入金は、工事着手前までに納付することとする。

(加入金の還付)

第8条 既納の加入金は、給水装置の撤去及び既設水道メーターの口径に減径が生じた場合においても返還しない。ただし、給水装置工事を申込み、工事の承認後に企業長による工事中止の指示を受け、当該工事の取消しが決定された場合、又は工事申込み者が工事の承認後に給水装置工事の取り止め届（様式第1号）を提出し、企業長が受理した場合はこの限りではない。

(加入金の免除)

第9条 企業長は、給水装置に次に掲げる改造をする場合は、加入金の納付を免除する。

(1) 水道メーターの口径が同じか、又は減径するとき

- (2) 同一敷地内にある給水装置を統合または分割して、同じ敷地内に給水装置を設置する場合で、改造前（従前）の給水装置の水道メーターの口径に係る加入金合計額と改造後の給水装置の水道メーターの口径に係る加入金合計額を比較して、改造後の加入金合計額が同じか、又は少ないとき
- 2 企業長は、給水装置撤去工事申込みと同時に新設工事の申込みがなされ、従前の給水装置が廃止（撤去工事の完了）された場合で、次の各号に該当するとき、加入金納付を免除する。
 - (1) 撤去工事を施工した給水装置の水道メーターの口径より、新設給水装置の水道メーターの口径が同じか、又は減径するとき
 - (2) 撤去工事を施工した給水装置に換えて、一つ以上の給水装置として新設する場合で、撤去前の給水装置の水道メーターの口径に係る加入金合計額と新設する給水装置の水道メーターの口径に係る加入金合計額を比較して、新設の加入金合計額が同じか、又は少ないとき
- 3 企業長は、前2項の加入金を免除するため、加入金免除申請書（様式第2号）に該当の項号とその他必要事項を記入させて提出させる。

（水道の廃止）

第10条 水道加入者（給水装置所有者）がその給水装置の使用を永久に止めるときは、企業長の布設した配水管から給水装置の施工基準のとおり切り離して、当該給水装置を撤去しなければならない。

なお、この場合は、群馬東部水道企業団給水条例施行規程（平成28年群馬東部水道企業団企業管理規程第11号。以下「施行規程」という。）に規定された、給水装置撤去工事申込書にて、申込みをしなければならない。

- 2 企業長は、前項の申込みを受理して、当該給水装置の撤去とそれに貸与していた水道メーターの返却を確認したとき、申込書記載の給水装置を廃止と認め、水道加入の際に承認した給水装置申込書記載内容（設計審査に要した図書類等の内容を含む）を失効させる。

（廃止の時期）

第11条 企業長は、第5条第3項及び第9条第2項にある新設工事の施工に係る既設給水装置の撤去工事について、次の各号に掲げる場合はその時期及び期間を調整する。

- (1) 新設工事の給水装置から支分引用（仮設分岐）して、当該工事その他の理由により「臨時用水」の申請を同時に行う場合（新設給水管分岐工事と既設給水管撤去工事は同日同時施工とすることができる。）
- (2) 公共工事等による家屋等の移転に係る新設工事について、公共事業であることの証明書等の確認により、撤去工事の施工を相当期間延期することを認めた場合
- (3) 学校・病院・公民館等の公共施設等の建替えについて、その理由書をもって、新設分岐工事と既設撤去工事の施工時期の協議が整った場合
- (4) 前各号に掲げるもののほか、特に協議が必要と認められた場合

（廃止の保留）

第12条 企業長は、給水装置所有者が水道の廃止のために撤去工事の施工を完了した給水装置の「水道メーターに関する記録」を給水装置撤去工事台帳（様式第3号）に記載し、この台帳を保管して当該水道の廃止（当該メーター口径における水道加入をしていたとする事実の失効）を保留することができる。

（廃止を保留した水道メーターの再使用）

第13条 企業長は、前条に基づいて廃止を保留したものに係り、次の各号に掲げる事項を満たしたときは、その再使用を認める。

- (1) 新設又は改造工事の給水装置が属する土地または主たる建築物が、台帳記載の給水装置所有者であるとき
- (2) （工事申込みと同時に免除申請及び口径を減径する場合）水道メーター口径変更願（様式第4号。以下「口径変更願」という。）を提出したとき
- 2 前項につき、所有者の継承がある場合は、施行規程に規定された給水装置所有者変更届を、工事申込みと同時又はそれ以前に提出しなければならない。
- 3 台帳記載の水道メーターの口径と同じか、増径又は減径をして、給水装置の新設又は改造工事を申込みときは、第5条から第9条までの規定における「従前の給水装置の水道メーターの口径」及び「改造前

（従前）の給水装置の水道メーターの口径」を、「台帳記載の廃止保留の水道メーターの口径」と読替えて適用する。

（廃止保留の消滅）

第14条 企業長は、次の各号のいずれかに該当した場合、「廃止の保留」を消滅させることができる。

- （1） 廃止を保留した台帳記載の給水装置所有者の所在が6箇月以上不明であることが確認できた場合
- （2） 廃止を保留した台帳記載の給水装置所有者の死亡が確認できた場合

（水道メーターの口径変更）

第15条 口径変更は、口径変更願の提出をもって処理する。ただし、給水装置を撤去又は改造して、従前の水道メーターの口径より減径する場合、又は水道メーターに係る加入金の額が少なくなる給水装置の新設があった場合について、従前の給水装置の水道メーターに係る加入金の余剰分は消滅するものとする。

（協議）

第16条 この要領に記載のない事項等について加入金を徴収する場合又は加入金を免除する場合は、その当事者と企業長との協議により、これを決定する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日より施行し、施行日当日申請から適用することとする。

附 則

この要領は、平成29年4月1日より施行し、施行日当日申請から適用することとする。

附 則

この要領は、平成31年1月1日より施行し、施行日当日申請から適用することとする。

附 則

この要領は、令和2年2月1日より施行し、施行日当日申請から適用することとする。

附 則

この要領は、令和5年4月1日より施行し、施行日当日申請から適用することとする。

給水装置工事の取り止め届

年 月 日

群馬東部水道企業団

企業長 様

（工事申込者） 住 所 _____

氏 名 _____

電 話 _____

（指定給水装置工事事業者） 住 所 _____

氏 名 _____

電 話 _____

給水装置工事の承認を受け施工中のところ、当該工事の申込みを取り止めたく、以下のとおり届け出ます。

申 込 年 月 日	年 月 日		
受 付 番 号	第		
加 入 金	納入済・未納	納入年月日	年 月 日
工 事 種 別	新 設 ・ 改 造 ・ 臨 時 ・ 給 水 管		
工 事 場 所			
利 用 区 分	自 家 用 ・ 貸 家 用		
取り止め事由			
企業団の所見			

加入金免除申請書

年 月 日

群馬東部水道企業団
企業長 様

(申請者) 住 所 _____
氏 名 _____
電 話 _____

_____ (自家・貸家・事務所・工場)

に給水装置を新設するための加入金については、「加入金の徴収及び免除に関する事務取扱要領」に基づき、下記によりその納付の免除を申請いたします。

記

適 用 取扱要領第 条第 項の適用による。

撤 去 年 月 日 年 月 日 受付番号 号

旧 水 栓 番 号 第 号

メーターの口径 mm (ミリメートル)

撤去工事業者名

給水装置撤去工事台帳（水道廃止・廃止保留）

受付年月日 番 号	年 月 日	受付第 号	水栓番号	第 号
給水装置所在地				
ふりがな 給水装置所有者	氏名		住所	
撤去工事業者名			メーターの口径	メーター番号
			mm	第 号

